

しまね

生衛だより



編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町414-9 423号
ホームページ: <http://seiei-shimane.or.jp/>

TEL (0852)26-0651
FAX (0852)26-4684
E-mail: shimanecenter@seiei.or.jp

第77号

稲佐の浜－弁天島 (出雲市)

稲佐の浜に一際目立つ丸い島があります。地元では「べんてんさん」と呼ばれて親しまれている島で、かつては稲佐湾のはるか沖にあったため、沖ノ御前、沖ノ島と呼ばれていました。

昭和60年前後までは、島の前まで波が打ち寄せていましたが、近年急に砂浜が広がり、現在では島の後まで歩いて行けるようになりました。

神仏習合の頃には「弁財天」が祀られていましたが、明治のころから豊玉毘古命（とよたまひこのみこと）が祀られています。

〔(一社)出雲観光協会HPより〕



ご挨拶

公益財団法人
島根県生活衛生営業指導センター
理事長 佐藤 初美

大暑の候 生活衛生関係営業の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から関係行政機関はもとより、(株)日本政策金融公庫をはじめとして関係団体、各生活衛生同業組合の皆様方には当センターの業務推進に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月7日に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発令され、5月25日には宣言が解除されましたが、首都圏は基より、島根県においても東部地区から感染者が引き続き発生しています。

対策として三密を避ける行動が求められていますが、接客業を行う生活衛生業にとって、感染対策が大変難しくなっています。新型コロナとの関りは当分続くとの情報もありますので、皆様と共に力を合わせて、この難局を乗り越えて行きたいと思っております。

また、令和2年4月1日より原則屋内禁煙となりました。喫煙には事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要となっております。受動喫煙対策の支援策として、財政支援や税制措置が講じられることとなっておりますので、財政・税制支援について、引き続き最新の情報を提供して参ります。

今後とも、生活衛生関係営業の方々に対しまして、経営の安定と健全な発展等のため一層の努力をしていく所存でございます。

最後になりますが、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、ご挨拶と致します。



新任のご挨拶

日本政策金融公庫 松江支店

支店長 葛 城 宏

晩夏の候、生活衛生関係営業の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素から日本政策金融公庫の業務につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。令和2年8月1日付で松江支店長に就任いたしました葛城（かつらぎ）と申します。就任にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

まずは、このたびの令和2年7月豪雨により被害を受けた生活衛生関係事業者等の皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。日本政策金融公庫は、皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

さて、令和2年上期を顧みますと、新型コロナウイルス感染症関連融資に積極的に取り組んだ半年間でした。新型コロナウイルスは、収束時期が見えず、東京2020オリンピック・パラリンピックも、来年に延期が決定しましたが、開催へのもやもや感はぬぐえず、訪日外国人旅行客の激減は不安を一層拡大しています。皆様におかれましては、コロナ禍による経営への打撃は甚大かつ図り知れないものと推察いたします。さまざまなご不便を強いられているでしょうが、この災いが新たなビジネスチャンスにつながることを願うばかりであります。

これまで日本政策金融公庫におきましては、生活衛生関係営業の皆様を支援すべく、振興事業貸付やインバウンド対応関連の貸付制度の実施のほか、自然災害で被災された方に対する災害貸付の実施などセーフティネット機能の発揮に取り組んでまいりました。

金融面での支援のほか、生活衛生同業組合や生活衛生営業指導センターと連携した「経営課題解決セミナー」の開催や、経営課題解決に向けた情報発信の充実に取り組んでまいりました。

今後もより多くの皆様のお役に立てるよう、金融面での支援はもとより、融資をきっかけとした生活衛生同業組合への加入の働きかけや経営課題解決に向けた情報発信を行い、業界全体の活性化に向けて取り組んでまいります。

また、地域に根付き、愛されてきたお店の継承が円滑になされ、末長く繁栄されますよう、後継者問題の取組みへの支援にも力を入れてまいります。

皆様方にとりまして、経営状態が早く元に戻るよう心から祈念いたしまして、新任のご挨拶とさせていただきます。

組合トピックス



「ふるさと祭り東京2020」全国ご当地どんぶり選手権『のどぐろ丼』2年連続グランプリ受賞!!

飲食業生活衛生同業組合

令和2年1月10～19日の間、東京ドームにて「全国ご当地どんぶり選手権」が開催され、「居酒屋 のどぐろ日本海」が出品した『のどぐろ丼』が2年連続でグランプリの観光庁長官賞に輝きました。来場者数は10日間で45万人。前回の2万食を上回る3万食を売り上げ、来場者投票で最高票を獲得、選手権2連覇を達成し【殿丼】の快挙を成し遂げました。

加田代表取締役は、「全国の人に“のどぐろ”といえは島根だと思ってもらえるように20年以上前からいろんな形で“のどぐろ”を紹介してきました。こういった賞をいただけたのは、とても嬉しいです」と話されました。

連続グランプリを目指し有言実行されるとは素晴らしいですね。賞金の50万円は昨年に続き出雲市に寄付されたそうです。

1月29日、島根県庁を訪問し、丸山知事に受賞の報告をしました。



令和2年度
生活衛生業界
功労者表彰

永年にわたり、業界の発展に貢献された福代一成様が受賞されました。
心からお祝いを申しあげます。



◇県生活衛生同業組合連合会
理事長表彰

福代一成様

(理容生活衛生同業組合)

栄えある受賞
おめでとうございます



出雲市塩冶町
チョッキンハウス店内にて撮影

新型コロナウイルス感染防止対策として、連合会総会を書面決議としましたので、7月10日、佐藤理事長が福代様のお店を訪ねて、表彰状をお渡ししました。

組合トピックス

出前授業『そば打ち体験学習』を開催

飲食業生活衛生同業組合



令和2年2月26日(水)、島根県立出雲商業高校の1～2年生45名を対象に後継者育成支援事業として、出雲市内のそば店主を講師に『そば打ち体験学習』を実施しました。

まず、指導センター成相専務と飲食組合の小村副理事長の挨拶から始まり、続いて「そば処 神門(ごうど)」さんよりそば作りの手順についての説明がありました。

短時間ではありましたが、寒い調理室で生徒さん一人一人が、<こねて><のばして><たたんで><きって><ゆで><そして><食べる>。そば打ちからそば切りまでを体験し、自分が打ったそばを試食するというとても貴重な体験となりました。生徒さんからは「美味しかったのでまた作ってみたい。」などたくさんの嬉しい感想をいただきました。

「蕎麦」の魅力を感じてもらえたのではないのでしょうか。

コロナ感染の心配をしつつ、学校側と協力をして手指の



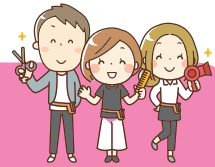
洗いから消毒、手袋とマスクそしてエプロンと三角巾の着用と衛生面には事前に十分注意をしての開催でした。

学校関係者の皆様、講師、補助していただいた「出雲料飲支部」の組合員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

組合トピックス



マスクを無料配布と寄贈して 美容業生活衛生同業組合



コロナ禍の渦中、まだマスクの品薄状態が続いておりました4月下旬に、県内全美容組合員426店舗へ、マスク3000枚を無料配布いたしました。

「マスクが思うように手に入らない中、マスクを配布してもらいとても助かりました。」との声が多数届きました。

また、5月14日には、老人ホームの入所の方々に使っていただきたいとの思いを込めて、マスク1000枚を島根県健康福祉部薬事衛生課を通して寄贈させていただきました。

老人ホーム入所の皆さまは、私たち美容サロンに長年お客様として通ってくださいました方々ですので、一日でも多く快適な日々を過ごしていただきたいと、感謝の気持ちで寄贈させていただきました。皆さまと一緒にコロナに立ち向かっていこうと祈念しております。

保冷バック等を消費者に配布

ユニロンバッグ▶

▼保冷バッグ

食肉生活衛生同業組合

令和元年度生活衛生営業対策事業 “食肉の衛生管理等普及・啓発事業”として

食肉の正しい衛生管理方法や優れた栄養情報を提供し、「ユニロンバッグ・10000部」「保冷バッグ・1500部」「ホルダーケース・1500部」を作成し、消費者に配布しました。



◀ホルダーケース

令和2年度クリーニング師研修・業務従事者講習のご案内

クリーニング師

業務に従事した後1年以内に、その後は原則として3年を超えない期間毎に受講しなければならないと定められています。

業務従事者

営業者は、従事者数の5分の1の業務従事者を選びクリーニング所の開設後1年以内にその後は、3年を超えない期間毎に毎回受講させなければならないと定められています。

□研修・講習科目の内容

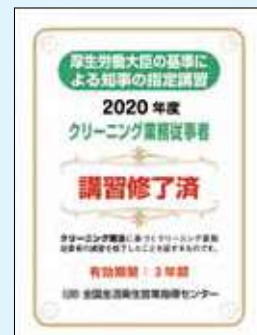
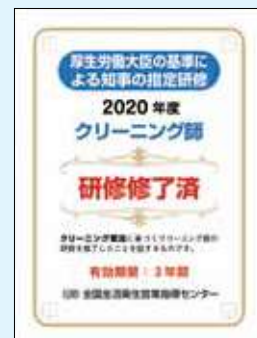
1. 衛生法規及び公衆衛生
2. 洗濯物の受取、保管及び引渡し
3. 洗濯物の処理
4. 繊維及び繊維製品

□受講料 クリーニング師研修 5,000円 業務従事者講習 4,500円

□申込方法 受講をご希望の方に受講申込書をお送りしますので、指導センターへご連絡下さい。

□研修会・講習会の日程

区 分	日 時	場 所
クリーニング師研修	令和2年10月25日(日) 午後12時30分～午後5時	いわみーる (浜田市野原町1826-1)
	令和2年11月29日(日) 午後12時30分～午後5時	パルメイト出雲 (出雲市今市町2065)
業務従事者講習会	令和2年10月25日(日) 午後12時30分～午後5時	いわみーる (浜田市野原町1826-1)
通信制〔第2型〕 クリーニング師研修 業務従事者講習	<受付開始> 令和2年10月10日(土)～	—



島根県健康福祉部薬事衛生課からのお知らせ

しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業について

**新型コロナウイルス対策に取り組んでいる事業者の皆さま！
お客様の安全・安心のために県のホームページでPRしてみませんか？**

1. 目的

令和2年6月19日に新型コロナウイルス感染症による外出自粛要請が全面解除となったことを受け、今後、各事業者は業界団体が作成した感染拡大予防のガイドラインを参考に感染予防と事業活動の両立を図っていくこととなりました。

一方で、接待を伴う飲食店など、身体的接触の機会が多いサービスを提供する業態においては、感染不安などの理由から利用者の減少が見られており、業界を挙げて感染予防対策へ意識の向上を図る必要があります。

そこで、現在、自主的に感染予防対策に取り組んでいる施設を県のホームページで紹介することで、県民が安心して施設を利用できるよう支援し、各事業者に新型コロナウイルス対策の浸透を図ることを目的として「しまね『新型コロナの予防に取り組むお店』紹介事業」を実施します。

2. 事業の概要



3. 事業の開始時期

令和2年7月1日（水）

※本事業は新型コロナウイルス感染症が収束、又は社会経済への影響が低下したと認められる時期まで継続予定

4. 事業への参加申込先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部薬事衛生課 しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業参加申込窓口

TEL: 0852-22-5264 FAX: 0852-22-6041 E-mail: yakuji@pref.shimane.lg.jp

5. 留意事項

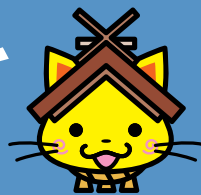
本事業は、各施設が点検票に基づいた感染予防対策に取り組んでいることを紹介するものであり、各施設の感染リスクや衛生管理レベルを県が評価・保証するものではありません。

6. 本事業の詳細

本事業の実施要領や届出様式、取組施設の公表は以下のホームページで行います
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/eisei/life_hygiene/koronatorikumizigyousya.html

飲食店でテイクアウト販売を はじめる皆様へ

島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観連許諾第6231号



テイクアウトされる食品は、店内での飲食に比べ、作ってから食べられるまでの時間が長くなるため、より一層の注意が必要です。

テイクアウトする食品も食中毒予防の3原則を守って食中毒を予防しましょう。

【つけない】

- ・手洗いの徹底
- ・調理器具の使い分け
- ・調理従事者の体調管理
(下痢、嘔吐、発熱等がある場合は調理を控えましょう)



【ふやさない】

- ・食品の作り置きはしない
- ・冷蔵10℃以下、又は
温蔵65℃以上で保存
- ・放冷が必要な場合は、
速やかに冷却



【やっつける】

- ・中心部までの
しっかりした加熱
- ・調理器具の殺菌、消毒



【気温が高くなる夏の時期は特に注意が必要です！！】

- ・調理後の食品は常温で長時間放置しないようにしましょう。
- ・必要に応じてクーラーBOXなどを使いましょう。
- ・刺身などの生ものの提供はやめましょう。



【お客さんへの情報提供を忘れずに！！】

- ・包装された食品などには原則、食品表示が必要ですが、お客さんの注文後に
詰めて販売する場合などは食品表示を省略できます。なお、省略できる場合で
あってもアレルギー、消費期限、保存方法に関する情報提供を行いましょう。
- ・早めに食べてもらえるよう「●●時までにお召し上がり下さい」などの情報提供を
行いましょう。

島根県のホームページでもテイクアウトに関する情報を掲載しています。

島根県 テイクアウト 衛生管理

検索

飲食店の営業許可で出来ない行為もありますので
詳しくは最寄りの保健所までお問い合わせ下さい。



◎新しい生活様式を取り入れていますか？

一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本
 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- ・できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用もOK）



※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

日常生活を営む上での基本的な生活様式



- ・まめに手洗い/手指消毒
- ・咳エチケットの徹底
- ・こまめに換気
- ・身体的距離の確保
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・毎朝の体温測定、健康チェック
- ・発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

外出控え 換気

密接回避 密集回避 密閉回避

咳エチケット 手洗い

一人ひとりの基本的感染対策

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ・地域の感染状況に注意する。



誰と、どこで...
メモ...

作業の日記...?

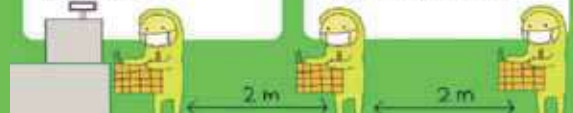
日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン



日常生活の各場面別の生活様式

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて



冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

働き方の新しいスタイル



テレワークやローテーション勤務

会議はオンライン

オフィスはひろびろと

時差勤務でゆったりと

名刺交換はオンライン

対面での打合わせは換気とマスク

◆業種ごとに策定されるガイドラインをご確認いただき、感染防止対策の実践をお願いいたします！

ガイドラインは、『内閣官房新型コロナウイルス感染症対策サイト』をご確認ください
 URL : <https://corona.go.jp/> こちらから⇒



島根県健康福祉部健康推進課からのお知らせ

事業者のみなさまへ
受動喫煙防止対策されていますか？

改正健康増進法が、2020年4月1日より全面施行され、
多くの人が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となりました。



2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。
喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。



2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。
喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。



▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。
喫煙可能とする飲食店は、最寄りの保健所へ届出を提出していただきますようお願いいたします。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可



相談窓口、各種支援制度をご利用ください

◆受動喫煙防止対策の技術的な相談

事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への
対応など技術的な内容について専門家による電話相談です。

【相談先】一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
TEL:050-3537-0777

◆喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、
風速計の無料貸し出しを行います。(機器の往復の送料も無料)

【相談先】柴田科学株式会社 TEL:03-3635-5111

◆受動喫煙防止対策助成金

中小企業の事業主等を対象に喫煙専用室の設備・改修にかかる一部
費用を助成します。

【相談先】島根労働局 健康安全課 TEL:0852-31-1157

◆相談窓口(小規模飲食店の届出等に関して)

最寄りの保健所等へお問い合わせください。

- 松江市・島根県共同設置松江保健所 TEL:0852-23-1314
- 雲南保健所 TEL:0854-42-9637
- 出雲保健所 TEL:0853-21-8785
- 県央保健所 TEL:0854-84-9821
- 浜田保健所 TEL:0855-29-5552
- 益田保健所 TEL:0856-31-9536
- 隠岐保健所 TEL:08512-2-9713
- 島根県健康推進課 TEL:0852-22-5685

【詳しい情報はこちらへ】

島根県 受動喫煙防止対策



<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/tabacum/>

生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ

融 資 の ご 案 内

日本政策金融公庫国民生活事業は、店舗改装資金等のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをさせていただいております。振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、当公庫の生活衛生貸付の一般貸付よりも有利な振興貸付をご利用いただけます。

◇ 振興事業貸付 ◇

ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。事業計画の確認を受けた場合は「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写しも必要となります。

	設備資金	運転資金
ご利用いただける方	生活衛生貸付の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	
ご 融 資 額	1億5,000万円以内～7億2,000万円以内 (業種によって異なります。)	5,700万円以内
ご返済期間(うち据置期間)	20年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)
利 率 (注)	特別利率C	特別利率A、基準利率

(注)振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書や生産性向上に係る計画書を提出されると、最大0.3%(年率)利率が引き下げられます。

◇ 生活衛生改善貸付 ◇

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方(注)であって生活衛生同業組合などの推薦を受けた方	
ご 融 資 額	2,000万円以内	
ご返済期間(うち据置期間)	設備資金 10年以内(2年以内)	運転資金 7年以内(1年以内)
利 率	特別利率F	
担保・保証人	無担保・無保証人	

(注)常時使用する従業員数が5人(旅館業及び興行場営業は20人)以下の会社または個人の方が対象となります。

※ご返済期間またはお支払いなどによって利率が異なります。(生活衛生改善貸付は除きます。)
※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

■新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している生活衛生関係の事業を営む方を対象とした「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」も取り扱っております。くわしくは、下記の窓口までお気軽にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

(公財)島根県生活衛生営業指導センター ☎ 0852-26-0651
日本政策金融公庫 松江支店(国民生活事業) ☎ 0852-23-2651
日本政策金融公庫 浜田支店(国民生活事業) ☎ 0855-22-2835



松江支店の高津です。
松江に来て2年目になります。
趣味は“旅行”です。
どうぞお気軽にご相談ください。



浜田支店の藤沢です。
趣味で“卓球”をやっております。
お気軽にご相談ください。
よろしくお願いします。



松江支店の野添です。
熊本県出身です。
趣味は宍道湖の夕日を眺めながらのジョギングです。
皆さまからのご相談お待ちしております。



浜田支店の白砂(しらまさ)です。
“スキーとゴルフ”が趣味です。
皆さまからのご相談をお待ちしております。
よろしくお願いします。

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

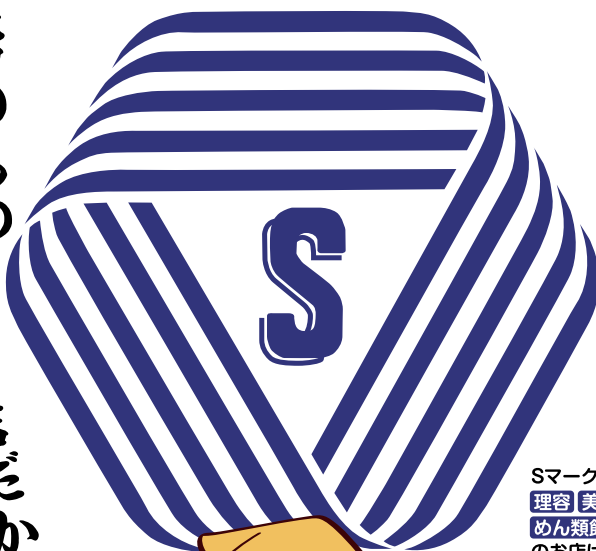
標準営業約款は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

未登録店の方は、当指導センター又は所属の生活衛生同業組合までお問合せください。

(対象) 5種
理容店
美容店
クリーニング店
一般飲食店
めん類飲食店

(登録基準日)
年2回
8月1日、
2月1日

皆のもの
Sマークのお店だから
安心なのじゃ!



Sマークのある
理容 美容 クリーニング
めん類飲食 一般飲食
のお店は、3つの「S」

S 安全
safety

S 安心
standard

S 清潔
sanitation
をお約束します。



私たちは  マークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・島根県生活衛生営業指導センター 後援：厚生労働省

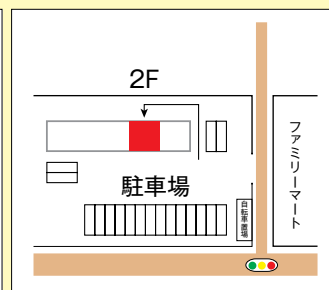
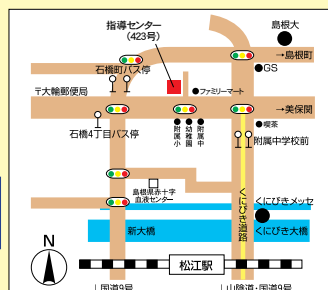
生衛業の皆様へ営業相談室のご案内

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。

融資相談・経営相談等お気軽にご利用下さい。

◎指導センター相談室は毎日午前10時～午後4時まで(土・日・祝祭日を除く)

◆ 指導センターの事業計画、各種研修(クリーニング師研修など)については、ホームページ(<http://seiei-shimane.or.jp/>)をご覧ください。



〒690-0882 松江市大輪町 414-9 423号
TEL: 0852-26-0651 Fax: 0852-26-4684